

夫の氏を称する

婚姻届 記載例

(日本人同士が日本方式で婚姻する場合) 鉛筆、消せるボールペン等は使用しないでください。

届書は、略字で書かずに戸籍に記載されているとおりの文字で記入してください。

この婚姻届を提出する日を記入してください。
届出日が婚姻日になります。

婚姻前の氏で記入してください。

住民登録されている住所を記入してください。
婚姻届と同時に住所を変更する届出(転入届等)をする場合には、新住所を記入してください。
※夜間休日等に届出する場合は住所の変更はできませんので、後日開庁時間内に手続きが必要です。

婚姻前のそれぞれの本籍地、筆頭者の氏名を記入してください。
筆頭者とは戸籍の初めに記載されている人です。

父母欄には、実父母の現在の氏名を記入してください。
養父母がいる場合は、養父母の現在の氏名を記入してください。

結婚式をあげたときまたは同居を始めたときのうち早いほうを記入してください。まだ挙式も同居もしていない場合は空欄で差し支えありません。

妻	☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
不受理	☐ 有 ☐ 無
通知	☐ 要 ☐ 不要
使者	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 住 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
送付	年 月 日

それぞれ婚姻前の氏名で署名してください。(押印は任意です。)

平日の午前8時30分から午後5時までに連絡がとれる電話番号を記入してください。

婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

愛知県尾張旭市長殿

受理	令和 年 月 日	送付	令和 年 月 日
第 号		第 号	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附票	住民票	通知	

氏名	夫になる人	妻になる人								
(よみかた)	おわり たるう	あさひ はなこ								
氏名	尾張 太郎	旭 花子								
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日								
住所	愛知県尾張旭市東大道町曾我廻間	左に同じ								
(住民登録をして いるところ (よみかた))	2301番地1 おわり たるう									
世帯主の氏名	尾張 太郎	世帯主の氏名 左に同じ								
本籍	愛知県尾張旭市東大道町原田	愛知県長久手市岩作城の内								
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	2600 番地 1	60 番地 1								
筆頭者の氏名	尾張 幸雄	筆頭者の氏名 旭 忠治								
父母及び養父母 の氏名 父母との続柄	父 尾張 幸雄 続き柄 長 男 母 愛知 松子	父 旭 忠治 続き柄 二 女 母 旭 春子								
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父 続き柄 養子 養母	養父 続き柄 養女 養母								
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☒ 夫の氏 新本籍(左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) ☐ 妻の氏 愛知県尾張旭市東大道町原田2600 番地 1									
同居を始めた とき	平成〇〇年〇〇月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)									
初婚・再婚の別	夫 ☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日 妻 ☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日									
同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	<table><tr><td>夫</td><td>妻</td></tr><tr><td>☐夫 ☐妻</td><td>☐夫 ☐妻</td></tr><tr><td>☒夫 ☒妻</td><td>☐夫 ☐妻</td></tr><tr><td>☐夫 ☐妻</td><td>☐夫 ☐妻</td></tr></table> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		夫	妻	☐ 夫 ☐ 妻	☐ 夫 ☐ 妻	☒ 夫 ☒ 妻	☐ 夫 ☐ 妻	☐ 夫 ☐ 妻	☐ 夫 ☐ 妻
夫	妻									
☐ 夫 ☐ 妻	☐ 夫 ☐ 妻									
☒ 夫 ☒ 妻	☐ 夫 ☐ 妻									
☐ 夫 ☐ 妻	☐ 夫 ☐ 妻									
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業									
その他	例) 妻が未成年の場合 この婚姻に同意する。 住所 愛知県長久手市岩作城の内60番地1 妻の父 旭忠治 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 妻の母 旭春子 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生									
届出人署名 (※押印は任意)	夫 尾張 太郎 印	妻 旭 花子 印								
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日									
連絡先	電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 自宅・勤務先[]・携帯									

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でなく、**成人2人の証人が必要です。**
証人本人が署名、生年月日、住所、本籍を記入してください。(押印は任意です。)

証人	人
署名 (※押印は任意)	尾張 幸雄 印 瀬戸 竹子 印
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	愛知県尾張旭市東大道町原田 愛知県名古屋市守山区小幡 2600番地1 1丁目3番1号
本籍	同上 愛知県日進市蟹甲町池下 番地 番 268 番

夫の氏を選んでください。

婚姻届により夫婦は同一の氏を称することになります。

氏を称するかたが戸籍の筆頭者でない場合は、夫婦で新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を必ず記入してください。

すでに戸籍の筆頭者となっているかたの氏を称する場合は「新本籍」欄は記入しないでください。
新本籍は、届出する時点で存在する地番、もしくは住居表示の街区符号までとなります。
新本籍を設定することが可能かは、新本籍を設定する市区町村役場へお問合せください。

初めての結婚のときは「初婚」に、再婚のときは直前の結婚について「死別」か「離別」をチェックし、死別日もしくは離別日を記入してください。

届出できるところ: 夫または妻の本籍地、住民登録地、所在地のいずれかの市区町村
(この届出は、夜間・休日でも届出することができます。)

必要なもの: 婚姻届1通

届出を持参する人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

※本人確認書類をお持ちでないかたや、夫婦のどちらか一方、使者のかたでも届出できます。
ただし、本人確認ができなかったかたに対して、郵便で婚姻届が出されたことをお知らせします。

※戸籍の届出は、休日や夜間も宿直室にて受付しますが、届書の記載に不備がある場合や必要な書類がない場合等には再度来庁していただくことがあります。

※婚姻届を出されますと、住民票の氏や本籍欄は自動的に変更されますが、住所や世帯の合併等は別に届出が必要です。

※氏に変更になるかたがマイナンバーカードをお持ちの場合は記載事項の変更が必要です。

※届出内容が戸籍に記載され、戸籍謄本が発行できるまでに1~2週間程度かかります。

※夫・妻の一方が外国人、または外国人同士の婚姻のときは、取扱いが異なりますので、市民課へお問合せください。

☆この記載例は、すべてのかたに当てはまるものではありません。詳しくは市民課までお問合せください。

尾張旭市ホームページはこちら⇒

